様式第８号（第３面）

記載要領

１　職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。

２　対象期間については、前年の４月１日から３月末日まで（４④欄にあっては前々年の４月１日から前年の３月末日まで）とすること。

３　１には、許可番号を記載すること。

４　３には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。

５　活動状況（国内）

(1)　４①の「求人数」及び４③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１箇年における求人及び就職数について、「常用」（４③欄にあっては無期雇用」、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。３において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び７において同じ。）。

(2)　４①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　４②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

(4)　４④の「離職」欄には、前々年の４月１日から前年の３月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後６ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

(5)　４欄において、「常用」とは、４ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、１ヵ月以上４ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、１ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。

６　活動状況（国外）

(1)　５⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。

(2)　５⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

(3)　５⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職した者の数を、５⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後６ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。